

薬局等構造設備規則（再生医療等製品の販売業の営業所の構造設備）

| | |
|---|---|
| 1 | 採光、照明、換気が適切であり、かつ、清潔であること。 |
| 2 | 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。 |
| 3 | 冷暗貯蔵のための設備を有すること。ただし、冷暗貯蔵が必要な再生医療等製品を取り扱わない場合は、この限りでない。 |
| 4 | 取扱い品目を衛生的に、かつ、安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。 |